

「高速道路無料化推進協議会」設立発起会

次第

日時:令和3年2月20日(土)

15時00分～

場所:東水戸ビル5F

1 開会

2 発起人 あいさつ

3 運送会社の輸送車両と費用負担の現状

高速道路運営会社と組織(高速道路のあらまし)

高速道路無料化、積載荷重緩和、環境向上助成制度の促進訴求

休憩 10分間

4 協議会設立総会 宣言

5 議長選出 小野寺 和喜代 議長

6 議事

(1)第1号議案 満場 可決

設立趣意書に基づく「高速道路無料化推進協議会」設立の意思決定について

(2)第2号議案 満場 可決

組織の名称、および、活動について 設立趣意書(案)について

(3)第3号議案 満場 可決

組織の名称及び規約について ①組織の名称

②規約

(4)その他

5 閉会

第1号議案

提 議 (案)

高速道路無料化推進協議会は、趣旨・目的のもと、高速道路無料化への働きかけを国政に行う

令和3年2月20日

高速道路無料化推進協議会設立総会出席者一同

第2号議案

設立趣意書(案)

別紙 趣意書のとおり

令和3年2月20日

高速道路無料化推進協議会設立総会出席者一同

第3号議案

組織の名称及び規約について

(1)組織の名称

『高速道路無料化推進協議会』 (案)

(2)規約

別紙 1 のとおり

令和3年2月20日

高速道路無料化推進協議会設立総会出席者一同

(名称)

第1条 この会は、高速道路無料化推進協議会(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、高速道路無料化、積載荷重の緩和、環境向上の助成制度の促進を目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高速道路無料化、積載荷重の緩和、環境向上の助成制度の促進活動
- (2) 調査研究に関すること。
- (3) 交流・親睦を深める事業に関すること。

(役員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する者を会員とする。

(役員職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括運営する。

(会議)

第6条 会議は総会及び役員会とする。

2 会議は、会長が召集し、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委員=会員・委任状・役員)

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 役員会は、運営上必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(年度)

第10条 協議会の年度は、令和3年4月1日に始まり、翌年3月31日とする。

2 会の発足は、令和3年2月20日とする。

(解散)

第11条 協議会は、その目的が達成されたときに総会の決議を経て解散する。

(事務局)

第12条 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、会長が指名する

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

付 則

1 この規約は、令和3年2月20日から施行する。

2 第10条の規定にかかわらず、協議会の設立年度は、設立日から翌年の3月31日までとする。

高速道路無料化推進協議会の趣旨を踏まえ、国土交通省に対し次のとおり要望します。

<国への要望>

1. 高速道路における利用料金(通行料金)の無料化を要求する。

日本の道路は「道路無料公開の原則」、現在の、利用者から徴収は止めよ。

戦後復興時に建設予算が取れない懸念から、先人が、建設費や維持管理費を目的に、特別な措置として「気が遠くなるような長期間にわたり法律を捻じ曲げて道路整備特別措置法を作り、利用者の目的も汲み取らずに、利用料金ありきの取り立ては誤った政治と考える。依って、断固として利用者から、特に事業者から多くの利用料金を徴収するような法律は廃案し、無料化に戻して、県民や国民全員で守り育む無料公開の道路に戻すべきである。一刻も早く特措法の廃案と県民・国民の租税による道路政策に立ち返ることを求む。

2. 積載対策について

新型車両については、安全装備もさることながら、新燃費対策エンジンやコストの減少やタイヤの材質改善により、道路に負担が少ないと考えられる所から、免税措置や積載量の制限緩和をすべきである。

3. 就業環境の改善を図るべく人的資源への環境向上助成や制度の開発と促進を求む。

4. 運輸協力ネットワークの助成や育成策と支援について

運輸事業者が共に連携し、協調し、協業する事により、人材の確保や育成が厳しい運輸事業者には、採用や育成などの仕組みを国内外に活用できるような、環境の向上と助成を法整備と支援によって進めていただきたい。

以上